

第9回 電気・計装品耐環境性能検討会 議事録

1. 日時 平成20年6月13日(金) 13:30~15:00

2. 場所 (社)日本電気協会 4階 B会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員:西主査(関西電力),菱川副主査(東京電力),穉山(日本原子力技術協会),新屋(北陸電力),石合(電源開発),大鐘(日本原電),五嶋(三菱重工),佐藤(東北電力),白石(九州電力),鈴木(日立GEニュークリア・エナジー),花見(日立製作所),松田(北海道電力),矢吹(中国電力),山本(原子力安全基盤機構)(14名)

常時参加者:飯塚(三菱電機),後藤(東芝),長嶋(関西電力)(3名)

事務局:中島

4. 配布資料

資料No.9-1 第8回 電気・計装品耐環境性能検討会 議事録(案)

資料No.9-2 原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針 JEAG4623-200X

資料No.9-3 「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」(JEAG4623) 検討会協議資料

資料No.9-4 JEAG4623「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」安全設計分科会意見対応(案)

参考資料-1 第14回 安全設計分科会 議事録(案)

参考資料-2 「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」JEAG4623-200Xの制定について

5. 議事

(1) 前回議事録の確認

事務局より,資料No.9-1に基づき,第8回 電気・計装品耐環境性能検討会議事録(案)(事前に配布しコメントを反映済み)の説明があり,特にコメントなく原案どおり了承された。

(2) JEAG4623「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」に関する分科会書面投票の意見対応案,及び原子力規格委員会上程案の検討

1) 長嶋常時参加者より,参考資料-1,2に基づき,第14回安全設計分科会におけるJEAG4623に関する審議結果及び分科会時コメントへの対応,分科会書面投票の結果(可決)について報告があった。また,資料No.9-2,4に基づき,第14回安全設計分科会書面投票に付された意見に対する対応案及び指針修正案について説明があった。

2) 五嶋委員より,資料No.9-3に基づき,前回(第8回)検討会以降,第14回安全設計分科会書面投票までの指針変更箇所について一連の説明があった。

協議の結果,以下のとおり進めることとした。

- 資料No.9-4のうちコメントNo.9,10,24,26以外のコメントに対する対応については,第14回安全設計分科会決定事項に基づく分科会幹事の判断により,編集上の修正として指針案に反映し,6/24の第29回原子力規格委員会に上程する。

- 資料No.9-4のうちコメントNo.9,10,24,26については,第14回安全設計分科会決定事項に基づく軽微な修正として,分科会委員に対してメールでの審議を行う。ただし,検討会対応案があくまで参考意見への対応(ベター論)であることから,メール審議に対する分科会委員の回答結果によっては対応を行わず,原案のまま6/24の第29回原子力規格委員会に上程する。

- 資料 No.9-4 のコメント No.1,2 の保留意見への回答については、委員会規約に基づき、事務局より意見者へ回答する。
- 資料 No.9-4 のコメント No.26 については、「1.目的」及び「2.適用範囲」に記載されている「設計想定事象」を「設計基準事象」に修正する。
- 指針本文「2.本指針の適用範囲(対象設備)」の“解説-5”については、削除する。
- 付図-2(劣化処理について参考とする IEEE 規格の記載内容)の放射線劣化処理における放射線レベルに関する記載は、以下のとおりとする。
 - 10^2Gy 100Gy
 - $45 \times 10^4\text{Gy}$ $4.5 \times 10^5\text{Gy}$
 - $70 \times 10^4\text{Gy}$ $7.0 \times 10^5\text{Gy}$

これに関する意見は以下のとおりであった。

- 資料 No.9-4 のコメント No.10 の対応については、一般の人に対してアレニウス法がどのようなものか分かるように“熱による劣化処理手法に用いられる”といった修飾語を入れた方がよいとの意見もあるが、解説-9にその旨記載があり重複するので不要だと考える。
- 資料 No.9-4 のコメント No.26 の対応については、「1.目的」及び「2.適用範囲」に記載されている「設計想定事象」を「設計基準事象」に修正することはよいが、解説-5については修正する必要がないのではないかと？
「1.目的」及び「2.適用範囲」に記載されている「設計想定事象」のみ「設計基準事象」に修正する。
- 付図-1(対象設備選定フロー)の中で、「電気・計装設備」については、「電気・計装品」に修正するが、最終段の「本指針の対象設備」については修正しないのか？
解説-2で「具体的な対象設備は、・・・」と記載しているので原案どおりとしたい。
- 指針の体裁として、「2.本指針の適用範囲(対象設備)」に解説-5を読み込むのは問題ないか？
- 何故、「2.本指針の適用範囲(対象設備)」に解説-5を読み込む必要があったのか？
資料 No.9-4 のコメント No.25 の対応として、「環境条件が著しく悪化する区域」を記載している解説-5を読み込んだ。
- 資料 No.9-4 のコメント No.25 の対応は、「2.本指針の適用範囲(対象設備)」の記載と直接関係しない解説-5の読み込みは行わないこととし、あくまで「環境条件が著しく悪化する区域」については、解説-5の中で読み取ることにする。

6. その他

次回検討会の開催日は、第28回原子力規格委員会(6/24)の審議結果を踏まえて、別途調整する。

以上